

小規模多機能型居宅介護における人員配置基準について

【報告者】 邑智郡総合事務組合 介護保険課長

1 現状（他サービスとの比較による過重な人員負担）

小規模多機能型居宅介護（以下、小多機）は、中山間地域の在宅介護を支える重要なインフラですが、現行の人員基準は他サービスと比較して事業者側の配置負担が著しく重い設計となっています。

【通所介護（デイ）】 利用者 15 人：介護職員 1 人

【小多機（通い）】 利用者 3 人：介護職員 1 人

※デイの 5 倍の手厚い人員配置

例：日中の「通い」の利用者が 6 名の場合、それだけで常勤換算 2 名の介護職員が必要。

◎本資料の主旨

地域ケアの質を担保するため、この「3 対 1」という手厚い配置基準の見直しを求めているわけではありません。

現場ではこの手厚い配置基準を維持していますが、これに加えて「稼働していない訪問職員の配置（+1 名分）」が上乗せされていることが、経営維持の最大のボトルネックとなっています。

2 現行人員基準の課題と 該当事業所における運営実態

【現行のルール】

利用者が 6 名の場合、「通い職員（常勤換算 2 名）」に加えて、ケアプラン上の訪問予定が 0 件の日であっても、突発対応のために「訪問職員（1 名以上）」の配置が義務付けられており、合計で【常勤換算 3 名】の配置が必要となる。

【該当事業所における実態と弊害】

①訪問の不稼働実態

日中の訪問サービスが「0 件」の日は、月に平均 20 日以上ある。

②非生産的な固定費

訪問が 1 件もないにもかかわらず、訪問職員 1 名分のために年間約 350 万円の人件費が発生し、赤字の主因となっている。

③事業継続の危機

賃上げ原資の確保も迫られる中、現行運用のままでは閉所（撤退）に追い込まれる見込み。

3 課題解決に向けた人員配置基準の見直しのお願い(運用の弾力化案)

小多機の強みである「3 対 1」の手厚い安心な配置基準を維持・確保することを前提としつつ、中山間地域における事業所存続のため、令和 9 年度改定等において以下のような柔軟な運用について特段の御配慮・御検討をお願い申し上げます。

通い利用者 3 名に対して

【現行（訪問予定が 0 件の日）】

〔職員：常勤換算 1 名〕 ＋ 〔訪問職員：常勤換算 1 名〕 ＝ 合計 2 名

【提案する新設計（訪問予定がない日に限る緩和措置）】

〔職員：常勤換算 1 名〕 ＋ 〔訪問職員：配置免除 0 名〕 ＝ 合計 1 名

見直しの前提条件・安全性の担保

- (1) ケアプラン上の訪問予定がない日に限る。
- (2) 突発的訪問発生時のバックアップ体制。

万が一、日中に突発的な訪問要請が発生し、職員 1 名が訪問介護に外出した場合、同一敷地内の併設特養または同一法人の職員から一時的な応援職員を即座に割り振る（相互応援体制）ことで、事業所内の安全性・ケアの質を維持する。

4 本提案による効果

- (1) 地域包括ケアの維持

当該地域の高齢者の在宅生活の場を死守し、介護難民発生を未然に防ぐ。

- (2) 原資の有効活用

報酬を生まない待機コスト（年 350 万円）を適正化し、政府が推進する介護職員の賃上げに還元する。